中

(八)	
(九)	
ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。
電気給湯器の取付けの状況	目視により確認する。
	本体に腐食、漏水等があること。

を

(七)	給湯設備（循環ポンプを含む。）		
(八)	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。
(九)	給湯設備の腐食及び漏水の状況	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。
(十)			

に改

昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと若しくは腐食、漏水等があること。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二第一号又は第五の規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二若しくは第五の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
本体に腐食、漏水等があること。	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。

める。

別記第四号1(1)から(11)までの欄中「、排水配管」を「及び排水配管」に改め、同2(1)から(6)までの欄中「給水タンク等、給水ポンプ」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ」に改め、同(7)の欄中「ガスの湯沸器」を「給湯設備（ガス湯沸器を除く。）」に改め、同(8)の欄中「煙突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄中「電気給湯器の取付け」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。

(10)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造

別記第四号3(10)の欄中「衛星」を「衛生」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百四十九号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

別表第一二(三)の項主索の径の状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(三)の項主索の素線切れの状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項(に)欄イ(3)中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。

(4)　谷部で素線切れが生じていること。

別表第一二(三)の項主索の素線切れの状況の項(に)欄ロ(3)中「錆が著しいこと又は」を削り、同(三)の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	
全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ　次に掲げる基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1)　多量に付着し、又は素線の状況が確認できないこと。 (2)　表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3)　より谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十四パーセント未満であること。 (4)　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の一構成より内の素線切れが二本を超えていること。
	ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。）に該当すること。

錆及び錆びた摩耗粉の状況	
全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ　錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
	ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。